

薬剤業務向上加算に基づく薬剤師の出向を受け入れる保険医療機関の募集について

令和 6 年度診療報酬改定により、病院薬剤師の病棟業務を評価する「病棟薬剤業務実施加算 1」について、新たに「薬剤業務向上加算」が設けられました。本加算の施設基準の一つとして、都道府県における薬剤師確保の取り組みを実施する部署と連携して自施設の薬剤師を薬剤師が不足とされている地域の他の医療機関へ出向することが求められています。

つきましては、当院薬剤師の出向の受け入れを希望される医療機関は、下記の条件等を確認の上、対応窓口にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

記

1. 出向の対象とする二次医療圏

- ・茨城県における病院薬剤師の不足地域（薬剤師偏在指数：0.74 未満）の二次医療圏：つくば、取手・竜ヶ崎を除く医療圏

2. 出向の対象とする医療機関の条件

- ・地域医療に係る業務を実践的に修得でき、かつ薬剤師不足により病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な機関
- ・出向する職員の生活に支障が無く通勤可能な機関
- ・出向する薬剤師の認定薬剤師、専門薬剤師等の取得や更新に理解のある機関

※本条件を基本とし、詳細については当院と応募医療機関で協議の上で決定します。

3. 出向期間

- ・1 年以上を基本として、出向先と当院の協議および茨城県の意見に基づき決定する

4. 出向対象者

- ・概ね 3 年以上の病院勤務経験を有し、かつ当院において概ね 1 年以上勤務している常勤薬剤師
- ・出向後、当院に戻って勤務する

5. 応募締切日

- ・令和 7 年 1 月 10 日 ※締切後も随時受け付けます

6. 対応窓口

- ・筑波大学附属病院総務部総務課人事・共済係

電話番号 029-853-3514

e-mail: byouin-jinji#@un.tsukuba.ac.jp

※「#@#」を「@」に変更ください。

以上